

## 第 1 2 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

福祉事務所業務手当は、福祉事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）又は母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき又は面接業務に従事したとき、及び身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）又は老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に定める業務を行うため面接業務に従事したときに、支給する。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

福祉事務所業務手当の支給要件を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。